

## 参考資料

---

資料1 大田区環境基本条例

資料2 計画の作成体制・経過

資料3 用語解説

## 資料1 大田区環境基本条例

平成22年3月18日

条例第16号

私たちの生活は、これまでに経験したことがないほど豊かで便利になった。一方、経済成長に伴う都市化、生活様式の変化は、自然環境にも大きな影響を加え、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、ヒートアイランド現象などのさまざまな環境問題を引き起こしている。これらの環境に対する負荷の原因は、産業活動から日常生活に至るまで広い範囲にわたっている。特に、人間の活動による二酸化炭素等の温室効果ガスの急激な増加は、地球規模での気候変動を引き起こし、人間の生存基盤である地球環境にも深刻な影響を及ぼしている。

私たちは、日々の営みが環境に大きな負荷を与えていることを自覚し、生活様式及び事業活動のあり方からまちづくりに至るまでを環境保全の視点で見直す必要がある。地域社会のすべての人々が、相互に連携し協力しながら、一人一人の力を「地域力」として結集し、低炭素社会を始め、環境への負荷が少ない社会の実現に向けて積極的に行動しなければならない。その不断の行動により、未来の世代へ継承する良好な環境を育み、地域間交流や国際交流を通じて、環境の尊さを世界に発信する「環境先進都市おおた」を目指して、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全についての基本理念を定め、大田区（以下「区」という。）、区民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって区において良好な環境を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるもの又はそのおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境への侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。
- (3) 区民等 区の区域内（以下「区内」という。）に住む人、区内で働く人若しくは学ぶ人、区内に一時的に滞在する人又は区内を通過する人をいう。
- (4) 事業者 区内で事業活動（公益的な活動を含む。以下同じ。）を行うすべての団体又は個人をいう。

### (基本理念)

第3条 環境の保全の基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 区民等が健康で安全かつ快適な生活をおくることができる良好な環境を確保し、これを未来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならないこと。
- (2) 人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な地域社会を構築することを目的として行わなければならないこと。
- (3) すべての日常生活及び事業活動において、区、区民等及び事業者が常に相互に連携し、協力し合い、積極的に推進されなければならないこと。

### (区の役割)

第4条 区は、環境の保全を図るため、次に掲げる施策を策定し、実施する。

- (1) 地球温暖化の防止及び低炭素社会の実現に関する事。
- (2) ヒートアイランド現象の対策に関する事。
- (3) 公害の防止に関する事。
- (4) みどり及び水辺環境の保護育成に関する事。
- (5) 自然環境及び生物多様性の保全並びに、自然とのふれあいの推進に関する事。
- (6) 資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に関する事。
- (7) 廃棄物の減量及び適正処理に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全を図るために必要な事項に関する事。

(区民等の役割)

第5条 区民等は、次に掲げる事項に自ら努めなければならない。

- (1) 日常生活において、環境への負荷の低減に係る地球温暖化の防止、公害の防止及び自然環境の保全を図るなど環境の保全に配慮すること。
- (2) 前条の規定により区が実施する環境の保全に関する施策に協力すること。
- (3) 他の区民等及び事業者と相互に協力し、地域の緑化、美化等の環境改善を図ること。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、次に掲げる事項に自ら努めなければならない。

- (1) 事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に係る地球温暖化の防止に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずること。
- (2) 第4条の規定により区が実施する環境の保全に関する施策に協力すること。
- (3) 事業活動に関し、区又は区民等に対して環境保全に関する情報及び環境への負荷に係る情報を提供すること。

(環境基本計画)

第7条 区は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、大田区環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標
- (2) 環境の保全に関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

3 区は、環境基本計画を定めるに当たっては、区民等及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 前項に定めるもののほか、区は、環境基本計画を定めるに当たっては、第16条の規定により設置する大田区環境審議会の意見をあらかじめ聴かななければならない。

5 区は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

6 前3項の規定は、当該環境基本計画の変更について準用する。

(区施策と環境基本計画の整合性)

第8条 区は、事務事業を実施するに当たっては、前条の環境基本計画との整合を図るものとする。

(区民等及び事業者に対する要請)

第9条 区は、区民等及び事業者の活動が環境に著しい影響を及ぼすおそれのある場合は、その行為者に対し、環境の保全について適切な配慮がなされるよう要請を行い、報告を求めることができる。

2 前項の要請を受けた者は、速やかに区に報告しなければならない。

(資源の循環的な利用等の推進)

第 10 条 区は、環境への負荷の低減を図るため、区の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなければならない。

2 前項に規定するもののほか、区は、環境への負荷の低減を図るため、区民等及び事業者によるエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な支援を行うものとする。

(情報の提供)

第 11 条 区は、環境の保全に関する情報を区民等及び事業者に対し、適切に提供するものとする。

(環境学習の推進)

第 12 条 区は、区民等及び事業者が環境の保全について理解が深められるよう、環境の保全に関する学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(区民等及び事業者の自発的な活動の促進)

第 13 条 区は、区民等及び事業者が行う自発的な環境の保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(監視及び測定等)

第 14 条 区は、環境の状況を的確に把握するために、必要な監視及び測定を実施し、その結果を公表するものとする。

(国、東京都その他地方公共団体等との協力)

第 15 条 区は、環境の保全を図るため広域的な取組を必要とする場合は、国、東京都その他地方公共団体と協力してその取組の推進に努めるものとする。

2 区は、環境の保全を図るため必要がある場合は、大学又は研究機関と協力してその推進に努めるものとする。

(大田区環境審議会)

第 16 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定による区長の附属機関として、大田区環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じて、次に掲げる事項（他の附属機関の権限に属するものを除く。）を調査審議し、区長に対して答申又は提言をするものとする。

(1) 第 7 条の環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、区の環境の保全に関する基本的事項に関すること。

3 審議会は、区民、事業者、学識経験者、区議会議員、関係行政機関職員及び区職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員 25 人以内をもって構成する。

4 委員の任期は 2 年以内とし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(大田区環境公害問題対策会議条例の廃止)

2 大田区環境公害問題対策会議条例（昭和 49 年条例第 17 号）は、廃止する。

## 資料2 計画の策定体制・経過

### (1) 大田区環境審議会委員名簿（令和2年10月1日～令和4年3月31日）

氏名（敬称略、順不同）		区分	現職等
会長	奥 真美	学識経験者	東京都立大学 教授
副会長	島田 正文		日本大学 特任教授
副会長	志々目 友博		中央大学 教授
委員	大門 博	区民	公募区民
委員	田村 昌之		公募区民
委員	長谷川 紀子		公募区民
委員	樋口 幸雄	事業者等 （民間団体 を含む。）	大田区自治会連合会
委員	千葉 茂		東京商工会議所 大田支部
委員	河村 丞		NPO法人 大田・花とみどりのまちづくり
委員	坂野 達郎		おおたクールアクション推進連絡会*
委員	小山 君子		大田区清掃・リサイクル協議会
委員	島田 正文（兼務）		グリーンプランおおた推進会議
委員	海老澤 圭介 （R2.10.1～R3.5.26） 松原 秀典 （R3.5.27～）	区議会 議員	大田区区議会議員 （まちづくり環境委員会委員長）
委員	山田 良司	区職員	産業経済部 部長
委員	齋藤 浩一 （R2.10.1～R3.6.30） 西山 正人 （R3.7.1～）		まちづくり推進部 部長
委員	久保 輝幸		都市基盤整備部 部長
委員	落合 邦男 （R2.10.1～R3.3.31） 中澤 昇 （R3.4.1～）		環境清掃部 部長
委員	玉川 一二 （R2.10.1～R3.6.30） 市野 由香里 （R3.7.1～）		教育総務部 部長

#### 大田区環境審議会日程

第1回 令和3年6月3日～6月11日（書面会議）

第2回 令和3年10月22日

第3回 令和3年12月10日

(2) 庁内における策定経過

開催時期	内容
令和3年1月	第1回庁内作業部会
3月	第2回庁内作業部会
6月	大田区職員研修「気候変動適応研修」 第3回庁内作業部会
7月	第1回おおた環境基本計画推進会議（幹事会） 第1回おおた環境基本計画推進会議（本部会）
10月	第4回庁内作業部会
12月	第2回おおた環境基本計画推進会議（幹事会） 第2回おおた環境基本計画推進会議（本部会）
令和4年3月	大田区環境アクションプラン策定

(3) 区民意見の募集（パブリックコメント）

- ・期 間 令和4年2月16日～令和4年3月8日
- ・概 要 「大田区環境アクションプラン（素案）」への意見
- ・提出者数 30名（内訳：持参2名、郵送2名、FAX2名、電子申請24名）
- ・提出意見数 88件

## 資料3 用語解説

### アルファベット/数字

#### BCP

事業継続計画のことを言い、災害の発生など、非常事態が発生した際の被害の最小化や、中核となる事業の早期復旧・継続などについてあらかじめ定めておく計画のことです。

#### G20

日本を含む19か国に加え、欧州連合(EU)の首脳が参加して毎年開催される国際会議のことです。G20の正式名称は「金融・世界経済に関する首脳会合」です。例年、G20の首脳以外にも、招待国の首脳や国際機関の代表などもサミットに参加しています。

#### RCPシナリオ

国立環境研究所をはじめ日本の研究機関が参加し開発された、新たな気候変動予測シナリオのことです。2006年にIPCCの呼びかけに応じて立ち上げられた統合評価コンソーシアムを中心に作業が行われ、IPCCの第5次評価報告書で用いられました。このシナリオでは、放射強制力の代表的な経路を複数用意し、それぞれの将来の気候を予測するとともに、その放射強制力を実現する多様な社会経済シナリオを策定することにより、その効果や影響を検討することが可能となりました。

#### TJ(テラ・ジュール)

テラ・ジュールの略号。テラは10の12乗のことで、ジュールは熱量単位です。

#### ZEB

Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

#### ZEH

Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称で、「ゼッチ」と呼びます。「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅」です。

#### ZEV

Zero Emission Vehicle(ゼロエミッション・ビークル)の略称で、走行時にCO<sub>2</sub>等の排出ガスを出さない電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド自動車(PHV)・燃料電池車(FCV)を指します。

#### 1.5°C特別報告書

2018年10月に韓国で開かれたIPCC第48回総会で、「政策決定者向け要約(SPM)」が承認されるとともに、報告書本編が受諾された特別報告書のことです。報告書によると、現在のペースで地球温暖化が進めば、早ければ2030年にも世界の平均気温が産業革命前と比べて1.5度上

昇する可能性が高いとされています。

#### 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

「2050年カーボンニュートラル」という高い目標のもと、民間企業の大胆なイノベーションを促し、新しい時代に向けた挑戦を応援するために2020年12月に策定された成長戦略のことです。国として具体的な見通しや高い目標を掲げることで、カーボンニュートラルの実現に向けたイノベーションを起こし、日本の次なる成長の源泉となる「経済と環境の好循環」をつくっていくことが、この戦略策定の狙いとされています。

#### 3R+Renewable

3Rは、Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の3つのRの総称です。

Reduce(リデュース)は、製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を抑制すること、Reuse(リユース)は、使用済製品やその部品等を繰り返し使用すること、Recycle(リサイクル)は、廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること、また、Renewableは、再生可能な資源に替えることをいいます。

### ア行

#### 雨水浸透ます

雨水を地下に浸透しやすくする施設のことで、底面に碎石を充填し、集中した雨水をその底面から地中に浸透させる柵のこと

です。

### 雨水貯留槽

屋根に降った雨水を一時的に貯めるタンクです。植木や庭への散水、夏場の打ち水にも利用でき、環境にもやさしい設備です。

### 越流水

雨天時・融雪時に、合流式下水道において、雨水吐き口や雨水ポンプ場などから越流した、降雨により希釈された未処理の下水のことです。

### 大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

2019年6月に開催されたG20大阪サミットにおいて提案されたビジョンで、日本は2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指すことを提案し、首脳間で共有されました。他国や国際機関等にもビジョンの共有を呼びかけ、2021年5月現在、87の国と地域が共有しています。

### おおたクールアクション推進連絡会

区民運動「おおたクールアクション」を推進するためのプラットフォームとなる組織として、2020年8月に区民運動に賛同する事業者・団体が立ち上げた任意団体です。

賛同団体は、自らの事業で排出する二酸化炭素の削減を図るとともに、取組の共有、発信を通じて区民運動の拡大を目指します。

## カ行

### カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。

2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

### 海洋プラスチック

私たちの普段の生活や経済活動から海に流れ着いたり、直接海や川に捨てられたりして、最終的に海洋を漂うプラスチックごみのことを指します。プラスチック製品は丈夫で長持ちするために、一度海に流れついてしまうとほとんど分解されることがなく、海洋生物の生態系や私たちの生活への悪影響が懸念されています。

### 気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）

国立環境研究所を事務局として平成28年8月に立ち上げられた、地方公共団、事業者、国民などの各主体の気候変動適応の取組を支える情報基盤です。情報の提供、適応の行動を支援するツールの開発・提供、優良事例の収集・整理・提供などを行っています。

### 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

世界気象機関（WMO）及び国連環境計画（UNEP）により1988年に設立された政府間組織で、2021年8月現在、195の国と地域が参加しています。IPCCの目的は、

各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることです。世界中の科学者の協力の下、出版された文献（科学誌に掲載された論文等）に基づいて定期的に報告書を作成し、気候変動に関する最新の科学的知見の評価を提供しています。

### 区民運動「おおたクールアクション」

2020年にパリ協定の運用開始とあわせスタートした区民運動です。

一人ひとりが地球温暖化の問題を「自分ごと」として捉え、解決のための行動と対策を実践することで、二酸化炭素の削減を目指します。

### グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

### 光化学オキシダントと光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、紫外線によって複雑な光化学反応を起こしてつくられるオゾン等の酸化性物質の総称を光化学オキシダントといいます。光化学オキシダントによる大気汚染は光化学スモッグといわれ、目がチカチカするといった人体的影響のほか、植物の葉の組織を破壊するなどの影響が指摘されています。

### 公共溝渠

給排水を目的として造られた水路のうち溝状のもので、護岸などの附属施設を含め、一般公共

の用に供されているものです。

## サ行

### サーキュラーエコノミー

製品、素材、資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、生産と消費における資源の効率的な利用を促進することによって資源利用に伴う環境影響を低減し、廃棄物の発生ならびに有害物質の環境中への放出を最小限にする経済システムのことを言います。

### サーマルリサイクル

廃棄物を燃焼させることにより、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収して利用することです。

### 再生可能エネルギー

自然界の中から繰り返し取り出すことのできるエネルギー（自然エネルギー）のことで、石油、石炭などの化石エネルギーと異なり二酸化炭素を排出しないため、クリーンなエネルギーです。具体的には、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）」において、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、及びバイオマスが再生可能エネルギー源として規定されています。

### 桜のプロムナード

桜のプロムナードは、桜と水をテーマとした散策路です。洗足流れや旧内川など、かつて人の暮らしを支えた水の通り道をコースに位置付けています。また、これらの水路跡は現在、緑道として整備され、大田区の主要な

桜の見どころとなっています。

### 持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

### 食品ロス

本来食べられるにも関わらず廃棄されている食品のことで、その量は日本全体で一年間におよそ570万tとされています。（令和元年度推計値/農林水産省・環境省発表）。一方で、国連WFPによる世界全体の食糧援助量は約420万t（2019年）であり、食品ロスは世界全体の食糧援助量をはるかに超える量となっています。

### 生態的ポテンシャル

ある環境が生態的にみて本来生息可能な種数や個体数などの可能性として持っている能力、潜在的な力のことをいいます。

### 生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのことを言います。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが

生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。

### ゼロエミッション

あらゆる廃棄物や原材料などを有効活用することにより、人間の活動から発生する排出物を限りなくゼロにすることで、1994年に国際連合大学が提唱した考え方です。エミッションとは「排出」を指します。

## タ行

### 脱炭素社会

人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいいます。

### 食べきり応援団

大田区の取組として、区内で、小盛メニューや量り売り等の実施により食品ロス削減に取り組む飲食店、宿泊施設、食料品取扱事業者等を「大田区食べきり応援団」として登録しています。その取組を区として支援、PRすることにより、事業者及び消費者への食品ロス削減に対する意識啓発を促す一方策としています。

### 地域気候変動適応計画

気候変動適応法において策定が努力義務とされている、都道府県や区市町村等が主体となって、その区域における自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変

動適応に関する施策を推進するための計画を指します。

### 地域循環共生圏

2018年4月に閣議決定した第五次環境基本計画において提唱された、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

### 地域脱炭素ロードマップ

2021年6月に国・地方脱炭素会議において策定された地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、特に2030年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示すロードマップのことです。全国各地域の関係者が、社会経済上の課題を解決するためにより良い地域づくりに努力している中で、脱炭素の要素も加えた地域の未来像を描き、協力して行動することで、地域が主役となって強靱な活力ある地域社会への移行を目指しています。

### 透水性舗装

水の浸透能力のある舗装のことで、普通の舗装より雨水が舗装の表面を流れずに地下へ浸透しやすくなり、雨水の流出抑制や地下水のかん養などの効果があります。

### 特定外来生物

外来生物(海外起源の外来種)のうち生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼす恐れがある生物で、156種が指定されています(令和3年8月現在)。飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」で規制されています。

## 八 行

### ハザードマップ

一般的に「自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図」とされています。防災マップ、被害予測図、被害想定図、アポイド(回避)マップ、リスクマップなどと呼ばれているものもあります。

### パリ協定

2015年12月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)にて採択された、2020年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組みのことです。

### ピオトープ

ドイツ語で生物を意味する「ピオ(Bio)」と場所を示す「トープ(Tope)」の合成語のことです。本来は1つの生物種にとって必要な空間のまとまりを意味しますが、現在では元来そこにあった自然風景、生態系を回復・保全した区域を含めます。

## マ 行

### マイ・タイムライン

台風や大雨等の風水害に対する事前の準備や行動を時系列に整理した自分自身の避難計画です。一人一人の家族構成や生活環境に合わせて、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」をあらかじめ決めておくことで、災害の危険が迫ってきたときに落ち着いて避難行動をとることが期待できます。

### 緑のカーテン

ツル性の植物を、窓の外や壁面に張ったネットなどに這わせて、カーテンのように覆ったものを「緑のカーテン」といい、自然の力を利用した夏場の省エネルギー対策としても活用されています。





発行／大田区環境清掃部 環境計画課  
〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号  
☎ 03-5744-1625